

## 報告第29号

### 専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年小田原市条例第34号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

令和3年9月1日提出

小田原市長 守 屋 輝 彦

### 事故賠償について

- 1 専決処分年月日 令和3年6月3日
- 2 損害賠償額 468,000円
- 3 相手方 東京都港区港南二丁目16番1号  
大東建託パートナーズ株式会社  
代表取締役社長 佐藤 功次
- 4 事故の概要 令和3年3月17日午後2時55分頃、市内新屋117番地の10の共同住宅に設置されている集積場所のごみを収集するため、環境事業センター職員がごみ収集車を路上で後進させたところ、同共同住宅の外構の植え込みのブロック上部に接触し、これを破損させた。